

## 合併協定項目に関する修正にかかる新旧対照表

協定項目	修正前	修正後
4.新町の事務所の位置	<p>新町の事務所の位置については、白石町内とし、合併後、速やかに新町庁舎の建設に取り組むものとする。</p> <p>なお、新町庁舎建設までの間、新町の事務所の位置は現有明町役場とし、現在の白石町、福富町の役場の位置に支所を置くものとする。</p>	<p>新町の事務所の位置については、<u>現</u>白石町内とし、合併後、速やかに新町庁舎の建設に取り組むものとする。</p> <p>なお、新町庁舎建設までの間、新町の事務所の位置は現有明町役場とし、現在の白石町、福富町の役場の位置に支所を置くものとする。</p>
16-2 財団等	(1) 有明町の財団法人有明町文化振興財団に対する出資者である地位は、新町に引き継ぐ。	(1) 有明町の財団法人有明町文化振興財団に対する出資者である地位は、新町に引き継ぐ <u>ものとする</u> 。
	(2) 有明町の株式会社只江川スポーツパークに対する株主である地位は、新町に引き継ぐ。	(2) 有明町の株式会社只江川スポーツパークに対する株主である地位は、新町に引き継ぐ <u>ものとする</u> 。
23. 地域間交流等	新町における地域間交流については、 <u>当分の間継続し、調整を図る</u> 。	新町における地域間交流については、 <u>当分の間継続し、調整する</u> 。
24. 男女共同参画	(1) 新町において、男女共同参画社会を推進するための行政組織体制を確立し、団体等の育成・支援を行う。	(1) 新町において、男女共同参画社会 <u>づくり</u> を推進するための行政組織体制を確立し、団体等の育成・支援を行う。
25. 国民健康保険事業	(1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて <u>統一化を図る</u> 。	(1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額に <u>統一する</u> 。
27. 電算システム	(2) 3町が行っている電算処理業務については、合併時に <u>調整を行う</u> 。	(2) 3町が行っている電算処理業務については、合併時に <u>調整する</u> 。
28. 広報広聴	(2) その他の広報広聴活動については、新町において <u>調整を図る</u> 。	(2) その他の広報広聴活動については、新町において <u>調整する</u> 。
30-2. 母子、児童福祉	(3) 保育事業については、現行の水準が低下しないように努め、 <u>統一化を図る</u> 。	(3) 保育事業については、現行の水準が低下しないように努め、 <u>統一する</u> 。
32. 保健衛生	(1) 各種健康診査については、合併時に <u>検診内容・対象者の統一を図る</u> 。	(1) 各種健康診査については、合併時に <u>検診内容・対象者を統一する</u> 。

協定項目	修正前	修正後
33.ごみ・し尿処理	なお、ごみ処理については、新町において施設整備等の検討を含め、新たに一般廃棄物処理基本計画を作成する。	なお、ごみ処理については、新町において施設整備等の検討を含め、新たに一般廃棄物処理基本計画を策定する。
34.農林業	(2) 農業関係事業については、次のとおり取扱うものとする。	(2) 農業関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。
	(3) 農業農村整備関係事業については、次のとおり取扱うものとする。 農道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。	(3) 農業農村整備関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。 農道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	(6) 林道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。	(6) 林道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
35.水産業	(1) 漁港は、現行のとおり新町に引き継ぐ。	(1) 漁港は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
	(2) 水産関係事業については、次のとおり実施するものとする。	(2) 水産関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。
36.商工観光	(1) 商工関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、次のとおり取扱うものとする。	(1) 商工関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、次のとおり取り扱うものとする。
37.建設関係事業	(1) 建設関係事業については、次のとおり取扱うものとする。	(1) 建設関係事業については、次のとおり取り扱うものとする。
	(2) 道路占用料については、3町相違ないため現行のとおりとする。	(2) 道路占用料については、3町差異がないため現行のとおりとする。
38.公営住宅	(2) 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。	(2) 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
39.上水道	(1) 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。	(1) 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
40.下水道	(3) 水洗化促進制度については、合併時新たに設ける。ただし、各町が既に認定している利子補給の債務負担は新町に引き継ぐ。	(3) 水洗化促進制度については、合併時新たに設ける。ただし、各町が既に認定している利子補給の債務負担は新町に引き継ぐものとする。

協定項目	修正前	修正後
41．小中学校、幼稚園の通学区域	(2) 小・中学校の通学区域については、現行のまま新町に引き継ぎ、調整を行う。	(2) 小・中学校の通学区域については、現行のまま新町に引き継ぎ、調整する。
42．学校教育	(1) 公立幼稚園、小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。	(1) 公立幼稚園、小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
44．社会教育	(1) 社会教育関係審議会等については、新町において調整をする。	(1) 社会教育関係審議会等については、新町において調整する。
	(2) 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。	(2) 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
	(3) 社会教育及び文化事業については、現行の内容を継続し、新町において随時調整をする。	(3) 社会教育及び文化事業については、現行の内容を継続し、新町において随時調整する。
	(4) 指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐ。	(4) 指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
45．社会体育	(3) 各町の体育協会については、合併後速やかに統合できるよう調整を図る。	(3) 各町の体育協会については、合併後速やかに統合できるよう調整する。